

公立大学法人横浜市立大学 次期中期目標 (H23~28) 策定方針 (案)

現在、公立大学法人横浜市立大学の次期中期目標 (平成 23 年度~平成 28 年度) の策定に向けた議論を行なっているところであるが、本策定方針はこれまでの法人との議論を踏まえ、設立団体である本市の考え方を示したものである。

今後、中期目標の策定は、本方針に則り、市・法人間で十分な議論を行いつつ進めることとする。

1. 現行中期目標の課題

- 現行中期目標・中期計画は大学内の議論を踏まえ策定されたものの、大学全体への浸透が十分であるとはいえない。
- 項目数が多く、重複した目標・計画も見受けられる。また目標・計画設定のレベルを再検討する必要がある。
- 到達目標が不明確であり、達成度の測定が困難な項目がある。
- 現中期目標で付与されている目標について達成が困難となっているものを明らかにし、その原因を分析するとともに、社会経済状況の変化を踏まえ、新たに取り組むべき目標を検討する必要がある。
- 21 年度に実施する大学認証評価結果も踏まえ、教育・研究の内容について、設立団体として記載すべき内容を検討する必要がある。
- 学位審査や奨学寄附金等の執行についての一連の事案が発生したことを踏まえ、コンプライアンスの推進等に向けた取組を加速させる必要がある。
- 学生等の安全・安心の確保や戦略的な研究の推進のため、校舎等の建物について整備等が必要である。

2. 中期目標策定の基本的な考え方

- 次期中期目標は、現行の目標を継承しつつ、市民が誇りうる、市民に貢献する、そして発展する国際都市・横浜とともに歩む「横浜市が有する意義のある大学」として、その存在意義を明確に市民に示すことができるような中期目標を策定する。
- 次期中期目標は、法人による自己点検・自己評価や法人評価委員会による中間評価、年度評価における未改善取組事項等をもとに、社会経済状況の変化を踏まえ、法人の自主・自立性を尊重しつつ、法人が達成すべき目標を付与する。
- 策定にあたっては、法人内での教員も含めた大学全体の次期中期計画策定準備作業の議論・意見を考慮し、市民の意見も踏まえ、明確な目標設定を図る。
- 国等の高等教育に関する動向や、国立大学法人、他公立大学法人の次期中期目標の策定状況も踏まえ、検討をすすめる。

【裏面あり】

- 教育、研究、地域貢献、国際化、附属病院、法人経営等の取り組むべき内容については、市民ニーズに対応し、本市の政策に貢献できる目標を策定する。
- コンプライアンスの推進に向け、体制づくり、再発防止策等の取組を加速させるための目標を付与する。
- 運営交付金については、社会経済状況の変化や本市の財政状況を踏まえつつ、次期中期目標達成に資するための必要額を交付するために、透明・明確な算定の基準を検討する。
- 自主・自立性を持つ法人として、経営全般にかかわる管理体制の確立など、理事長・学長のガバナンスが十分発揮できる仕組みを構築する。
- 校舎等の建物について、学生等の安全・安心の確保や戦略的な研究の推進のため必要な整備を行うとともに、整備後は、他大学の状況等も踏まえ、法人の自主・自立に向け、今後の建物の所有・管理形態について検証する。
- 法人の自主・自立に向け、固有職員を育成するための目標を付与するとともに、市派遣職員の配置のあり方についても中期目標に反映させる。

3. 中期目標策定の進め方

- 法人は基本的な目標や使命、教育・研究面における強みや特徴、社会や市民のニーズを内部で十分に議論し、次期中期目標期間内における具体的な取組内容を明らかにする。
本市はその取組内容について、市が有する大学としての意義を念頭におき、更に活発に取り組むべき点を精査し、また同時期に検討される横浜市次期中期計画との整合を図りつつ中期目標を策定する。
- 本市は法人の取組状況を聴取しつつ、骨子、中間案、最終案を策定し、その段階ごとに、専門的・総合的視点を有する法人評価委員会等の意見や助言を得て進める。
- 平成 21 年度中に骨子策定、中間案の検討を行い、平成 22 年度は中間案策定、最終案の検討を行い、平成 22 年 12 月市会での議決を目指す。

4. 想定スケジュール

平成 21 年 5 月～9 月	策定方針・スケジュール
9 月～12 月	骨子策定
平成 22 年 1 月～6 月	中間案策定
7 月～11 月	最終案策定
12 月	市会議決

※各策定プロセスにおいて、市・法人協議会、法人評価委員会、都市経営執行会議への説明や、市民の代表である市会にも適宜意見を聴き、案を修正していくこととし、これらの手続きが終了後、公表する。

今後、中期目標の策定は、次期中期目標の策定方針に基づき、市・法人間で十分な議論を行いつつ進めますが、円滑に策定作業をすすめていくため、社会経済状況の変化、市大に関する最近の一連の事案、法人評価委員会委員の意見、市幹部の発言等をもとに、現時点で設立団体である本市が関心を持っている事項について参考までに提示します。

1. 次期中期目標の策定にあたって本市としての関心のある事項（イメージ）

(1) 教育について

- 「実践的な教養教育」を行い、時代の変化に対応しつつ社会を支えていく人材を育成する。
- 大学の基本的な目標や使命、大都市横浜が抱えるグローバルな課題や学術の動向を踏まえた入学者受入方針を明確にする。
- 客観的で明確な基準に基づく学生の成績評価等を実施する。
- 教育研究・医療の発展、新規課題への柔軟な対応を可能とする体制・設備を整備する。
- 可能な限り学生の声を大学運営に反映させる。
- 高度な技術や知識習得のみならず、豊かな人間性、高い倫理観を備えた地域医療に貢献する人材の育成をはかる。

(2) 研究について

- 大学として目指すべき研究の方向を明確にし、研究分野の重点化、必要な施設・設備整備などを進め、戦略的に研究を推進する。
- 引き続き生命科学分野の再編等を目指し大学の総力を結集する。
- 附属2病院と連携し、トランスレーショナルリサーチの推進等、高度医療の提供に資する研究・開発を推進する。

(3) 地域貢献について

- 地域貢献は市立大学が果たすべき基本的責務であり、全教職員の職務の目的として大学全体がこの目標に沿った取組を推進する。
- 横浜市が有する意義のある大学として、市の政策に貢献し、市民への存在感を明確に示すことができるような取組を推進する。
- 大学の持つ人材や知的資源を技術開発、経営革新、人材養成、市内の高等学校のニーズなどに具体的に寄与する。
- 新型インフルエンザへの対応や地域医療人材の供給など、本市が設置した大学附属病院としての医療を通じ、市民医療へ貢献する。

(4) 附属病院について

- 引き続き、医療安全管理の徹底および患者本位の医療を実践する。市民のニーズに合わせた医療サービスを提供するなど、患者の満足度の向上に努めるとともに、地域医療機関との連携体制を更に強化し、地域医療の充実・向上に貢献する。
- 大学附属の病院として、高度医療の提供に資する研究・開発について、医学部等と連携し推進する。
- 高度な技術や知識習得のみならず、豊かな人間性、高い倫理観を備えた地域医療に貢献する人材の育成をはかる。特に医師・看護師については、医学部と連携を図りつつ、良質な医療人育成を図る。
- 引き続き、附属2病院それぞれの位置付け・特性（例：附属病院における高度・先進医療の推進、センター病院における救急医療の提供、地域医療の支援）を明確化しつつ、病院経営の効率化、安全な医療の提供に関する取組等、附属2病院が一体的に取り組むべき内容についても推進する。

(5) 国際化について

○教育・研究両面での国際化への対応（国際的な大学間連携、国際機関との連携、留学生受入等）を更に進め、国際化を図る。

○優秀な人材の育成（学生の海外留学、海外大学との単位互換等の取組等）を進め、大学の知的資源を活かして、発展する国際都市・横浜のみならず国際社会に貢献する。

(6) 法人経営について

○運営交付金については、社会経済状況の変化や本市の財政状況を踏まえつつ、次期中期目標を達成するために必要な支援という観点から、透明・明確な算定基準を検討する。特に学費対象外経費については、個々の事業ごとにこれまでの実績を評価する。

○教育・研究の質を向上させつつ、持続可能な大学経営の実現を目指すため、安定した収入の確保、効率的・効果的な経費の支出を徹底する。

○研究費や寄付金等の外部資金については、効果的な配分・執行及び透明性、適正な手続の確保を図るとともに、研究成果の積極的な情報提供に努める。

○八景キャンパスの校舎については、市と法人が別途検討している再整備基本構想に基づき整備することとし、他の建物の整備等については中長期的な教育・研究・診療等の方向を考慮して必要な支援策を推進する。また、法人が使用する建物の所有・管理について検証する。

○地球環境への配慮した大学運営をするとともに、脱温暖化に向けた積極的な取組を行う。

○学位審査、奨学寄付金の執行等にかかる一連の事案の発生を受け、コンプライアンスの推進、再発防止策の取組を進める。

○自主・自立性を持つ法人としての経営全般にかかわる管理体制の確立など、理事長・学長のガバナンスが十分発揮できる仕組みを構築し運用していく。

○教育・研究・医療等、法人が行なうあらゆる業務において、学生、患者、教職員等の人権を尊重するとともに、防災対策にとどまらず、附属2病院を含めた法人運営全体をカバーしうる総合的な危機管理体制を構築する。

○公正性・透明性・客観性をもった教員人事の活性化、適正化を進める。

○責任ある執行体制、能力・実績主義に基づく透明性・公正性の高い人事制度などを進展させ、高度な専門的知識・経験を有する固有職員を育成するとともに、市派遣職員の配置に関するあり方を中期目標に反映させ推進する。

○適宜学生の意見等も聴取し、教職員全員が関わる全学的な体制で、自己点検・評価を行う。

2. 法人が行なう中期計画策定準備作業において、本市として考えている留意点

○法人による自己点検・自己評価や法人評価委員会による中間評価、年度評価における未改善取組事項等を踏まえ、現中期計画で達成できた項目、未達成であり次期中期計画で達成すべき項目、現中期計画で達成した項目であるが更に発展させるべき項目、新たに取り組むべき項目を整理し、計画を検討する。

○分野ごとにプロジェクトを組織して、なるべく多くの教職員が策定に参加できる体制を整備し、策定を進める。

○各計画の具体的な行動計画表を作成するとともに、到達目標・達成度を測る検証プロセスも明確にする。

○中期計画期間を越える長期的な推進が必要な取組について、その到達目標を明確にした上で、次期中期計画6年間までの到達目標を設定する。

○現状の課題解決に向けた取組と新しい取組をバランスよく記載し、全体、各計画ともにコンパクトにまとめる。（項目数のスリム化を図る）

○中期計画策定後の社会状況、環境の変化に柔軟に対応できる内容としつつも、可能な限り目標数値、指標を設定する。（例：24年度検討→25年度導入、海外大学との交流協定〇〇校など）

○大学の運営・教育・医療の質の維持・向上を図りつつ、人件費や医薬材料品費といった、大学経営において比重の高い費用を中心に削減に努める。

○教育・研究など様々な分野において、外部資金の導入に努め、安定的な運営が可能となるような資金計画を策定する。

次期中期目標・中期計画の(H23-28)策定スケジュール(案)

21年度		22年度												
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
事務レベルでの検討		①市法人協議会【策定方針・日程】	②評価委【策定方針・日程】	③評価委【策定方針・日程】	③執行会議【策定方針・日程】	①市法人協議会【骨子】	②評価委【骨子】	③執行会議【骨子】	【中間案】策定作業					

22年度		23年度													
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～6月	7月～8月	9月	
策定作業【中間案】	①市法人協議会【中間案】	③執行会議【中間案】	策定作業【最終案】			①市法人協議会【最終案】	②評価委【次期中期目標意見】	③法人意見 ④執行会議【最終案】	議案審議・議決認可申請 【次期中期目標議案】		市長指示・中期計画・中期計画評価委員受領	市長認可	【次期中期目標期間】 【次期中期計画期間】	②評価委【総合評価】 【所要の措置】	③市会【報告書等】
	①市法人協議会 ②評価委【中間案】		③執行会議【中間案】	策定作業【最終案】			①市法人協議会【最終案】	②評価委【次期中期目標意見】	③法人意見 ④執行会議【最終案】	議案審議・議決認可申請 【次期中期目標議案】		市長認可 市会報告/次期中期計画 ↓ 年度計画届出	【次期中期目標期間】 【次期中期計画期間】	②評価委【総合評価】 【所要の措置】	③市会【報告書等】
策定作業【中間案】	①法人⇒市【報告書】 事務レベルでの検討 【現中期目標に係る事業報告書】														

